㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）容器及び包装は、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）プラスチック製の内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、充分に緩衝材を詰めること。

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3506	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）完全に密閉されたものであること。
3）圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀を含む物件は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあっては、この限りでない。
4）水銀の量が総計で450ｇ未満の電子管及び水銀蒸気管にあっては、圧力に耐えうる自己接着テープで全ての継ぎ目及び接合部分が密閉された強固な外装容器に収納されること。なお、450ｇ以上の水銀を含む物件にあっては、3）を適用する。
5）金属製の内張りにより密封されている管であって製造者により梱包されたものは、3）及び4）を適用しないことができる。
6）第17条第1項に規定する書類には、包装物に収納される製品の質量を輸送許容物件の質量として記載すること。

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
2794 2795	30kg	上限なし	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱1）蓄電池は、短絡を防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。
2）蓄電池は直立の状態で包装し、包装物の直立姿勢は第4号様式のラベルを貼付することで表わすこと。
3）蓄電池が装置に組みこまれている場合、直立の位置で固定し、かつ、短絡を防止する措置を講ずること。また、直立以外の姿勢で輸送される場合、蓄電池は取り外して、本告示の包装基準に従つて包装すること。
4）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
5）電解液と一緒に同一の外装容器に包装する蓄電池については、国連番号が2796及び2797の輸送許容物件を輸送する場合の要件を参照すること。

「871」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3028（乾燥状態の水酸化カリウムを内蔵するものに限る。）	25kg	230kg	4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

別表第1備考11の8「873」及び「Y873」の項を次のように改める。

「873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477（腐食性のものに限る。）	5kg	50kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N

㈱1）燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）各燃料電池用カートリッジの質量は、1kgを超えないこと。
3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3477（腐食性のものに限る。）	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）各燃料電池用カートリッジの容量又は質量は、液体については0.2ℓ、固体については0.2kgを超えないこと。